

令和5年8月16日

令和5年第8回

# 農業委員会総会議事録

[ 総 会 ]

岩国市農業委員会

# 岩国市農業委員会総会議事録

1 令和5年8月16日 午前10時00分 岩国市民文化会館 第1研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり。

1番	小林 増次	2番	片山 剛	3番	松宮 榮昭
5番	藤中 京子	7番	上尾 家隆	8番	藤本 哲
9番	中尾 正浩	11番	塚田 由美子	12番	原田 孝親
13番	林 聖文	14番	藤村 浩司	15番	刀祢明 薫
16番	森川 稔己	17番	清弘 進	18番	梅川 仁樹

3 本日の総会に欠席した委員

4番	隅 ふじ江	6番	小川 栄太郎	10番	黒崎 友美
----	-------	----	--------	-----	-------

4 本日の総会に出席した職員は、次のとおり。

局長	有馬 秀樹	次長	後 詳子
事務局	木村 吉秀	由宇支所	小池 泰弘
周東支所	木村 茂泰	周東支所	沖田 史典
錦支所	香西 和久	美和支所	田村 尚巳

5 本日の総会の傍聴者は、1名である。

6 会長は午前10時00分、委員総数18名の内15名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

7 会長は本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

1番	小林 増次	2番	片山 剛
----	-------	----	------

8 本日の総会の議事日程は、次のとおり。

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第35号 農用地利用集積計画について  
議案第36号 農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について

議案第37号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更(案)に関する意見について

報告事項

- 1 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 2 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
- 3 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 4 農地法第5条の規定による許可処分取消について
- 5 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 6 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による通知について
- 7 農地所有適格法人報告書の提出について
- 8 農地埋立届
- 9 現況証明

9 議 事

議 長

それでは、ただ今より令和5年第8回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数18名のうち、15名の出席で所定の出席委員がおりますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、1番小林 増次委員と2番片山 剛委員を指名いたします。  
よろしくお願いします。

「議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

1番、2番は、譲渡人が同一ですので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、2件について、一括審議といたします。

では、2件を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区  
土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、75㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権移転です。  
これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

2番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、158㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の中尾委員、追加説明をお願いします。

第 9 番

それでは追加説明いたします。

申請地は愛宕出張所から南東に約400mに位置する農地です。

譲渡人が高齢のため耕作が困難となり、後継者もないことから、これまで譲渡人所有の農地を耕作してきた譲受人に譲り渡すことにしたということです。

譲受人は以前から経営規模を拡大したいと考えていたところ、譲渡人から申し出があったのでこれに応じることとしました。野菜を中心とする畑の耕作を行うこととし、当面、キュウリ、トマト等を栽培していくということです。

8月2日に事務局職員と現地調査を行ったところ、調査項目すべてに問題はなく3条申請は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番及び2番を許可することを決定します。

それでは、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は、189㎡ほか1筆、合計642㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の中尾委員、追加説明をお願いします。

第 9 番

それでは追加説明いたします。

申請地は、愛宕出張所から南に約2kmに位置する農地です。

譲渡人は、相続で受取り、貸していたが、農業をすることもなく今後のことを考え、農地を手放そうと考えていたところ、経営規模を拡大したいと考えていた譲受人に譲り渡すことにしたということです。現状は畑の状態ですが、順次圃場作業にて、レンコンの作付けを目指すそうです。

8月2日に事務局職員と現地調査を行ったところ、調査項目すべてに問題はなく、3条申請は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたし  
ます。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田及び畑。面積は、1,087㎡ほか3筆、合計2,569㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしておられます。

では、担当の中尾委員、追加説明をお願いします。

第 9 番

追加説明いたします。

申請地は、愛宕出張所から南に約1.3kmと、南東に約1kmに位置する農地です。

譲渡人が高齢のため耕作が困難となり、後継者もないことから、譲渡人所有の近隣で耕作していた譲受人に譲り渡すことにしたということです。譲受人は以前から経営規模を拡大したいと考えていたところ、譲渡人から申し出があったので、これに応じることにしたということです。これまでと同様にレンコンの作付けをしていくということです。

8月2日に事務局職員と現地調査を行ったところ、調査項目すべてに問題はなく、3条申請は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたし  
ます。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、275㎡ほか1筆、合計551㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受

人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の黒崎委員が欠席ですので、事務局より追加説明します。

黒崎委員より説明分を預かっておりますので、代読させていただきます。

申請地は、守内かさ神駅から東へ約 800mの場所に位置している農地です。

譲渡人が平成 11 年に申請地を相続したものの遠方に居住しており適正な管理が叶わないため、譲り渡すこととしたものです。

譲受人は、岩国市内で農業経営を行っており、経営規模の拡大を図るため、このたび新たに農地を取得して、いちじく、栗の木を植え果樹地として利用するつもりです。

周辺農地では、野菜等の作付けがされているため、日陰とならないよう樹高を調節するとのことです。

8月3日に、事務局職員と調査項目に従い現地調査を行いました。3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することを決定します。

それでは、6番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

6番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、畑及び田。現況、畑。面積は、2,047 m<sup>2</sup>ほか4筆、合計 3,758 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。権利の種類は、所有権移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の刀祢明委員、追加説明をお願いします。

第 15 番

それでは追加説明を行います。

申請地は、南河内出張所から南西へ直線で約 1.3 kmに位置する農地です。

譲渡人は、遠方に居住しており、申請地を相続した後、近隣に迷惑がかからないように管理はしてきたものの、あまりにも労力がかかるため、実家と周辺の土地の売却を決意し、空き家バンクに登録していたということです。

譲受人は、2021年にカナダから日本に永住するために帰国し、現在は東京に居住し、会社経営をしています。インターネットにつながる環境があれ

ばどこでも仕事は可能であることから、かねてより田舎で農業をしながら仕事をしたいという思いがあり、最適な居住地を探していたということです。空き家バンクで申請地を含む農家住宅を見つけ、応募して気に入り、購入を決めたとのこと。譲り受け後は、栗が植樹されている畑はそのまま栗畑とし、その他、現在休耕状態にある場所には、各種野菜を栽培するとのこと。当初は自家消費とするが、将来は販売も考えていきたいとのこと。

7月31日に事務局職員と一緒に調査項目に従い調査を行いました。農機具、農業用倉庫は、譲り受け可能であり、近隣へは悪影響もなく、3条許可は適当と思われま。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することを決定します。次に、7番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

7番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、荒廃。面積は、362㎡ほか1筆、合計370.98㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。権利の種類は、所有権移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。なお、本件は報告第4号による許可取り消し後の申請となります。

では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第 5 番

追加説明をいたします。

申請地は、周東総合支所より南東へ約8kmに位置する農地です。この農地は、ことし2月に別の譲受人より5条の許可申請が出されておりましたが、諸般の事情により資材置場としての利用を断念し申請地の許可の取り消し申請が出されております。新たに今回の譲受人により申請が出されました。

譲受人は、申請地に隣接して自己用住宅を新築しており、かねてより露地野菜の栽培を希望しており、本年度より下限面積の撤廃もあり譲渡人との合意に至ったものです。

譲渡人は、前回と同様に保全管理のみ行ってはまいりましたが、休耕状態が続いたため、協議のうえ、権利移動に至ったものです。栽培を行うにあたっては、農機具は当面は妻の実家より借用して行うこととしており、順次取り揃えを行っていくそうです。農作物は、自家用を予定しており、JA並びに農業共済組合への加入は検討していません。

7月27日に事務局と調査項目に従い、現地調査を行いました。3条許可は適当と思われま。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を許可することを決定します。

次に、8番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

8番 錦地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、畑。面積は、56㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲渡し人の耕作不便です。権利の種類は、所有権移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の隅委員が欠席ですので、事務局より錦担当の香西より追加説明をいたします。

事 務 局

失礼いたします。隅委員より説明文を預かっておりますので、代読させていただきます

申請地は、錦総合支所から北へ約330mの場所に位置している農地です。

譲渡人は、4年前に父親名義の農地を相続しましたが遠方に居住しており農地管理ができないため農地を譲りたいと考えていたところ、このたび実家を譲受人の会社に販売したこともあり、隣地の農地についても譲り渡すこととしたものです。

譲受人は、自家用の菜園畑として管理、収穫を行うとのことです。

7月27日に調査項目に従い、現地調査を行いました。3条許可は適当と思われま。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、8番を許可することを決定します。

続いて、「議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、荒廃。面積は、199㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築で

す。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第 16 番

それでは説明をいたします。

申請地は、由宇総合支所から西へ約400mの場所に位置する農業振興地域内で農用地区域外の第2種農地です。

貸付人は、高齢のため耕作が困難となり、農作業の受託先も見つからないことから娘の夫である借受人から使用貸借の申し出に応じることとしました。

一方、借受人は高齢になった親の面倒を見るため実家の近くに自己用住宅を建築することを計画し、住宅用地を探しておりましたが、他に適地もなく、この度、妻の父親が所有する当該申請地を使用貸借による権利の設定を申し出たものです。

8月1日に事務局職員とともに調査項目に従い、現地調査を行いました。申請地については、写真でもお分かりの通り、すでに土砂が搬入されており、整地された状態でしたが、こちらについては始末書が提出されております。その他の書類も確認しましたが、周辺農地への影響もなく、5条許可は適当と思われまます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

それでは、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は、182㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築です。権利の種類は、所有権移転です。

農地区分は、都市計画法で用途地域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第 14 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は玖珂支所奏より西へ約400mのところの位置している畑地です。

譲受人は、現在アパートに住んでいますが、子どもの成長とともに手狭になったので、申請地を購入し、自己用住宅を建築するという事です。

譲渡人は、建築業を営んでいるが、忙しくて農業に従事できないので譲り渡すことにしたいとのことです。

8月1日に事務局職員とともに現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしました。問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願います。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

それでは、3番を事務局より、議案説明してください。

事務局

3番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、1,806㎡ほか1筆、合計3,684㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。権利の種類は、所有権移転です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の原田委員、追加説明をお願いします。

第12番

それでは追加説明いたします。

申請地は、美和総合支所より南南西へ約2km、県道岩国美和線に位置する農地で地目は田です。

譲渡人は、農地を所有していますが休耕しており、農地を適正に維持することが困難であるため今回の申し出を承諾したとのことです。

譲受人は、太陽光発電事業を展開する業者で、申請地を適正な事業地の候補として設定しました。事業内容としては、パネル432枚、49.5kwを2基の売電用施設を設置することで、防草シートを敷かず草刈をするとのことです。申請地周辺には、周辺に悪影響を及ぼすことのないよう十分に注意し、万が一問題が発生した場合は、自己の責任において対応しますとの一文もあります。

8月1日に事務局とともに現地調査を行ったところ、いずれの項目も問題となる点はなく、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、3,000 m<sup>2</sup>を超える案件ですので、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することとします。

それでは、4番を事務局より、議案説明してください。

事務局

4番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は、365 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。権利の種類は、所有権移転です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の上尾委員、追加説明をお願いします。

第7番

申請地は、美和総合支所より東へ約5 km、県道北中山岩国線に位置する農地で、地目は畑です。

譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、遠方に居住しており農地を適正に維持することが困難であり今回の申し出を承諾したとのこととす。

譲受人は、太陽光発電事業を展開する業者で、申請地を適切な事業地の候補地として選定しました。事業内容としては、パネル180枚、49.5 kWの売電用施設を設置するとのこととす。防草シートは敷かず草刈りをするということとす。周辺に悪影響を及ぼすことのないよう十分に注意し、万が一問題が発生した場合は、自己の責任において対応するということとす。

7月31日に事務局とともに調査を行ったところ、いずれの項目も問題となる点はなく、許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

続いて「議案第35号 農用地利用集積計画について」を上程します。

では、事務局より、議案説明してください。

事務局

それでは、説明します。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により、改正前の農業経営基盤強化促進法の規定に基づき岩国市長より農用地利用集積計画についての決定を求められたものです。

今回は、農地中間管理機構分となっております。合計件数2件。合計筆数2筆。田、1筆。畑、1筆。合計面積、1,511㎡。作付けされるものは、水稻及び粟となっております。

なお、備考欄に配分先予定者を記載しておりますが、本来なら、この総会で中間管理機構への利用権設定についてご承認いただき、その後、2ヶ月程度後の総会において、配分先との設定を承認いただくという、二段階の審議が必要なのですが、時間の都合もありますので、今回、配分先を掲載して、上程させていただいておりますので、ご理解ください。

ただいま説明しました、案件につきましては、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に規定された農用地利用集積計画の要件を満たしております。

なお、この農用地利用集積計画は、本日の総会で決定いただいた後、農林振興課において令和5年9月1日に公告します。

各筆明細にあります利用権については、この公告をもって、効力が発生いたしますので、公告日以降、速やかに、貸し手と借り手の双方に通知します。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、議案第35号を承認することを決定します。

続いて、「議案第36号 農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について」を上程します。

では、事務局より、議案説明してください。

事 務 局

農地利用最適化推進委員につきましては、7月総会において第38区委員の退任をご報告させていただきましたが、その後、市のホームページにおいて推進委員の募集等を行った結果、議案に記載のとおり応募がありましたので、委嘱してよろしいかお伺いします。

応募者は「谷 睦雄」さんです。谷さんは、山口県農業大学校を卒業後、農業に従事され、7反の稲作を経営されています。応募の理由は、「地域の農業のため貢献したい」とのことです。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、議案第36号を承認することを決定します。

続いて、「議案第37号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更(案)に関する意見について」を上程します。

では、事務局より、説明してください。

事務局

7月総会でご意見等のある時は、7月末までに事務局への提出をお願いいたしておりましたが、意見の提出はありませんでした。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

意見がありませんので、案に異議のない旨、回答します。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、0.93 m<sup>2</sup>です。届出人は記載のとおり。転用目的は、宅地拡張です。農地区分は、市街化区域です。

ほか1件、合計2件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、畑及び田。現況、荒廃。面積は、3,142 m<sup>2</sup>のうち、99.59 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。転用目的は、農業用倉庫及び進入路の設置です。農地区分は、2種農地です。

ほか1件、合計2件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第3号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳・現況ともに畑。面積は、502 m<sup>2</sup>です。届出人は記載のとおり。転用目的は、住宅用地です。農地区分は、市街化区域です。

ほか10件、合計11件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第4号 農地法第5条の規定による許可処分の取消について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、田。現況、荒廃。面積は、362 m<sup>2</sup>ほか1筆、合計370.98 m<sup>2</sup>です。許可内容は記載のとおり。取り消しの理由は、議案第33号の7号で担当委員から説明のありました通り、従前より新規就農のため、農地の取得を希望されておられましたが、当時は下限面積が設定されていたため、申請できませんでしたが、法改正に伴い所有権移転が可能となったため、先行していた本許可の取り消しを求めたものです。

取り消す権利の種類は、使用貸借権です。

以上、1件の提出がありましたので、専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。面積は、95 m<sup>2</sup>他2筆、合計4,140 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。理由は、合意解約です。

以上1件の通知がありました。

議長

報告第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による通知について、事務局より、報告してください。

事務局

この通知は、農地中間管理機構から貸し付ける相手方が決定され、県において配分計画が認可されたとの通知があったことから、報告するものです。

1番 周東・玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。現況地目は、田。面積は、1,745 m<sup>2</sup>ほか、29筆で、合計41,871 m<sup>2</sup>です。権利の設定を受ける者は記載のとおり。

権利の種類は、使用貸借権及び賃借権の設定です。契約期間は、5年9か月間で、作物は水稲です。

ほか5件、合計6件の通知がありました。

議長 報告第7号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より、報告してください。

事務局 1番 錦地区  
報告年月日は、令和5年6月26日。法人の住所・名称は記載のとおり。事業年度は、4月1日から3月31日。法人形態は農事組合法人です。事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。

ほか1件、合計2件の提出がありました。

議長 報告第8号 農地埋立届について、事務局より、報告してください。

事務局 1番 玖珂地区  
土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳・現況ともに田。面積は、1,816㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、耕地整理です。

以上1件の届出がありました。

議長 報告第9号 現況証明については、ご高覧ください。

以上で、農地法関係の報告事項を終わります。

そのほか、伝達事項がありますか。

委員の皆様から何かありませんか。

次回定例総会は、9月15日(金)午前10時から、岩国市民文化会館 小ホールを予定しておりますので、よろしくお願ひします。

なお、本日の耕作放棄地等の調査は実施しません。

これで総会は、終了します。

お疲れ様でした。

次回総会について

令和5年9月15日 金曜日 午前10時00分から岩国市民文化会館 小ホール。

午前10時40分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長 梅川 仁樹

署名委員 小林 増次

署名委員 片山 剛